平成２６年（フ）第４４４３号
東京都三鷹市上連雀５丁目18―２―202
破産者　田中　康男
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５２９号
東京都江戸川区中葛西２丁目１―26―206
破産者　鈴木　孝典
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５３１号
神奈川県川崎市高津区末長1549　モナークマンション武蔵新城Ⅱ―418
破産者　佐藤　大輔
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２９９号
東京都足立区千住柳町39―12
破産者　藤原　誠一
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８８４号
東京都狛江市中和泉３丁目２番19号
破産者　株式会社ブレイン建築事務所
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１３９号
東京都足立区竹の塚１丁目25番21号
破産者　株式会社ホウショー
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２８号
東京都北区王子５丁目11―14、開始決定時の住所埼玉県川口市坂下町３丁目24―15
破産者　二宮　　浩
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７７号
千葉県千葉市花見川区千種町226―37
破産者　大塚　　学
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３８０号
東京都新宿区新宿２丁目10―10―503
破産者　弓田　一徳
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５００号
埼玉県三郷市高州２丁目279―２　ベルセゾンⅠ―101、開始決定時の住所東京都葛飾区水元２丁目５―８―306
破産者　鈴木　　仁
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５２５号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25―２―701
破産者　尾方　政利
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７１１号
東京都品川区南大井４丁目７―12―402
破産者　松村　智子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０９２号
東京都目黒区三田２丁目９番２―106　ルーブル恵比寿サウスガーデン
破産者　宮口ゆかり
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１７７号
東京都足立区江北３丁目42―７
破産者　島田　俊雄
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４３１号
東京都中野区本町４丁目25―２―201
破産者　福原　　城
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３０号
東京都新宿区若松町25―17―606
破産者　株式会社トーク
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３１号
東京都新宿区若松町25―17―606
破産者　西原　敏男
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９２７号
東京都足立区中央本町２丁目19番11号
破産者　有限会社鳥玉商店
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６２号
東京都新宿区大久保２―７―１　大久保フジビル706、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区湊１丁目１番17号　真弘ビル203号
破産者　株式会社エヌ・ワイ・エム
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６３号
長野県松本市蟻ケ崎４丁目13―22
破産者　菅野　正夫
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１６号
埼玉県川口市中青木２丁目８―31―101
破産者　中野　英之
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部